

令和三年十二月二十八日受領
答弁第四一號

内閣衆質二〇七第四一號

令和三年十二月二十八日

内閣総理大臣 岸田文雄

衆議院議長 細田博之殿

衆議院議員長妻昭君提出新型コロナウイルスでご自宅でお亡くなりになった方々への調査・検証に関する
質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員長妻昭君提出新型コロナウイルスでご自宅でお亡くなりになった方々への調査・検証に関する質問に対する答弁書

お尋ねの「新型コロナウイルスでご自宅でお亡くなりになった方々」及び「そのうち、入院できずにご自宅でお亡くなりになった方」の意味するところが必ずしも明らかではないが、新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理支援システムにおいて、令和三年一月一日から同年十一月三十日までの間に、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第十二条第一項の規定に基づく医師の届出があり、最終的に「死亡」と入力された事例のうち、死亡場所が「自宅」と入力されていたものは、百八十一件である。また、令和二年一月から令和三年十一月までの間において警察が取り扱った死体について、新型コロナウイルス感染症に係るPCR検査等の結果が陽性であることが判明したもののうち、検案医等からの聞き取りにより死因が新型コロナウイルス感染症（疑いがあるとされたものを含む。）と把握されたものであつて、その発見場所が自宅等であつたものは、四百九十四体である。

「どう対応するか、決まったのか」、「検証はしていただけるのか」及び「検証委員会は設置していただけるのか」とのお尋ねについては、政府としては、令和三年十二月十五日の衆議院予算委員会において、岸

田内閣総理大臣が、「まず、遺族の皆さんの話をどのように受け止めて検証するか、そして政府としてどう
いう対応をするのか、そういったことをまず確認した上で、お会いしていただきたいという御要望に対して
どう対応するかを考えたい」及び「サンプルでの検証を含めてどのような対応が可能か整理するよう指示を
したところであります。是非、厚生労働省での取組をまず確認した上で、対応を考えたい」と答弁したとお
りであり、現在、対応について検討しているところである。